

君津市民生委員児童委員協議会専門部会設置規程

(趣 旨)

第1条 君津市民生委員児童委員協議会は、民協運営の充実強化と活動の刷新をはかるため専門部会を設置する。

(設 置)

第2条 君津市民生委員児童委員協議会に次の各号に掲げる専門部会を設け、それぞれ当該各号に掲げる事項を検討するものとする。

(1) 児童家庭部会

①児童福祉及び児童虐待防止等子育て支援に関すること。

(2) 援護部会

①生活相談支援等在宅福祉に関すること

②障害者福祉に関すること

(3) 高齢者部会

①高齢者福祉に関すること

(委 嘱)

第3条 各部会の委員数は概ね次の各号のとおりとする。

(1) 児童家庭部会 25名

(2) 援護部会 16名

(3) 高齢者部会 16名

2 部会の委員は各地区民協の推薦により会長が委嘱する。ただし、児童家庭部会は主任児童委員全員を含むものとする。

3 各部会に委員の互選による部会長1名、副部会長1名を置く。部会長は会務を総理する。

(会 議)

第4条 部会長は部会を招集し、議長となる。

2 部会は必要に応じて学識経験者、関係行政機関関係者又は福祉関係機関関係者に意見又は説明を聞くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(その他)

第6条 この規程に定めていない事項で、必要を生じた場合は、会長と協議の上実施することができる。

(附 則)

この規程は、平成11年5月25日より施行する。

平成14年5月30日 一部改正

平成17年2月25日 一部改正

平成22年12月1日 一部改正

平成25年12月9日 一部改正

令和元年12月1日 一部改正